

投票所（投票日当日）

選挙のお知らせ

投票所のご案内

投票所入場券で投票所
を確認の上お出かけく
ださい。

第1投票区
(旧木原小学校)

【対象行政区】 浜・登宿・上宿・後宿・田中・山戸丁・大須賀津・布佐・布佐南部

第2投票区
(美浦幼稚園)

【対象行政区】 宮地・余郷・大谷・信太・興津・天神台

第3投票区
(土屋地区農村集落センター)

【対象行政区】 土屋

第4投票区
(下舟子コミュニティセンター)

【対象行政区】 上舟子・下舟子

第5投票区
(安中地区多目的研修集会施設)

【対象行政区】 大塚・谷中・山王・山内・八井田・根火・牛込・見晴台・花見塚・木・定光・本橋・間野

第6投票区
(土浦公民館)

【対象行政区】 土浦・馬見山・馬掛・大山・大山東部

第7投票区
(大谷保育所)

【対象行政区】 美駒・南原

第8投票区
(美浦村デイサービスセンター)

【対象行政区】 郷中・受領・桜木・茂呂・みどり台

7月20日（日）

投票時間：午前7時から午後6時まで

参議院議員通常選挙

の投票日です。

投票日の投票時間

投票日（7月20日）の投票時間は

「午前7時から午後6時」となります。

投票時間を間違えないようにお願いいたします。
なお、期日前投票（みほふれ愛プラザ）の投票時間に変更はありません。
従来どおり、午前8時30分から午後8時までです。

投票できる方は

選挙権は、日本国民で満１８歳以上の欠格者（一定の犯罪者）を除く全ての方に与えられますが、美浦村の投票所で投票できる方は、年齢や住所の要件を満たし、本村の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

- ◆**年齢要件** 満１８歳以上の方（平成１９年７月２１日以前に生まれた方）
- ◆**住所要件** 選挙人名簿登録基準日（７月２日）において、引き続き３か月以上美浦村に住み、住民基本台帳に登録されている方（転入された方は４月２日までに転入届出をした方）
- 本村で投票できる方**には、投票所入場券を郵送します。

投票の方法は

投票は投票所入場券を持参の上、指定の投票所（投票所入場券に記載）で行ってください。
なお、投票所入場券を紛失した場合やお手元に無い場合でも投票所の係員に申し出て、再交付を受ければ投票できます。
また、身体の故障などのために自分で投票用紙に記載ができない方に代わって、係員が代筆する代理投票制度があります。もちろん投票の秘密は守られます。利用される方は、投票所の投票管理者に申し出てください。

不在者投票

滞在先の選挙管理委員会での不在者投票

- ⇒ 旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。ただし、投票用紙の請求や投票後の投票用紙の送付は郵便で行われますので、お問い合わせや請求はお早めに選挙管理委員会までお願いします。

病院や老人ホームでの不在者投票

- ⇒ 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院、入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。利用したい方は施設にお問い合わせください。

自宅で郵便による不在者投票

- ⇒ 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の基準に当てはまる方や、介護保険の要介護状態区分が要介護５と記載されている方などは、自宅で投票することができます。

※（注意）：障害の程度によってこの制度が利用できない場合があることや、利用に当たっては事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です。さらに、投票日の４日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならないなど期日の制限もありますので、お問い合わせはお早めに選挙管理委員会までお願いします。

期日前投票

選挙日に都合が悪い方は、期日前投票制度をご利用ください。

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票ができない方は、期日前投票制度をご利用ください。基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票とほぼ同じです。

※入場券を持参 ⇒ 受付 ⇒ 宣誓書 ⇒ 投票

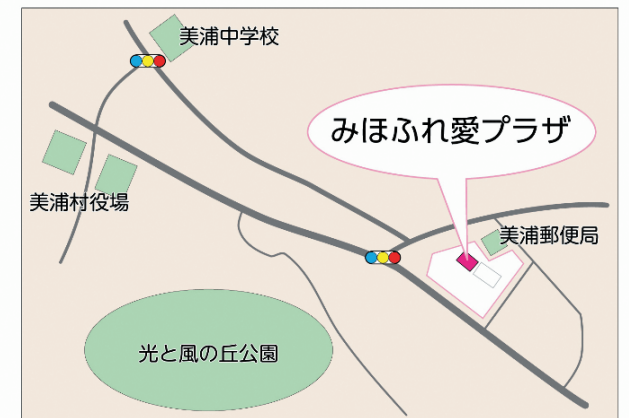
※入場券裏面にも理由・署名の記載欄があります。

- 【期 間】 ７月４日（金）から７月１９日（土）まで
- 【時 間】 午前８時３０分から午後８時まで
- 【場 所】 みほふれ愛プラザ期日前投票所（１階ロビー）
- 【持参するもの】 投票所入場券（お持ちでない場合は係員に申し出てください。）

巡回バス

７月１３日（日）に期日前投票所巡回バス（４コース・停留所６９か所）を運行します。足腰の弱い方やお年寄りの方に踏み台をご用意しておりますので、皆様のご利用をお待ちしております。詳細（バス停・時刻表等）は別チラシをご覧ください。お問い合わせください。

期日前投票所案内図



投票所入場券

入場券が届きましたら、圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。
世帯の人数が７人以上の場合には、封書にまとめて届きます。